

# 上田市立丸子北小学校 学校いじめ防止基本方針

## I いじめ防止の基本理念

いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらには、その生命や身体に重大な危険を及ぼす。また、いじめは、どの学級でもどの子にも起こりうる、また、起こる場所は、学校の内外を問わない。これらの認識に立ち、一人一人の児童が安心して楽しく過ごせるいじめのない学校づくりに努める。

本校では、以下の点を重点的に取り組む。

- 1 絶対にいじめをしない・させない・許さない学級・学校づくりをする。
- 2 些細なことにも意識が向けられるような教職員や児童の人権感覚を磨く。
- 3 子ども同士、子どもと教職員、教職員同士の温かな人間関係づくりに努める。
- 4 いじめの早期発見・早期対応に向けて日頃から組織的に取り組む。
- 5 関係機関とも教育相談や問題対応について十分に連携していく。

## II いじめ未然防止に向けた具体的方策

### 1 いじめ防止に向けた日常的な取り組み

#### (1) 学級経営を充実させる

- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行い、また、改善に向けて粘り強い指導を行う。
- ・教師の受容的、共感的態度により、児童のよさが発揮され、互いを認め合う学級づくりを行う。
- ・人権感覚に欠けた言葉遣いには毅然とした態度で指導にあたる。

#### (2) 授業の充実に向けて

- ・子どもたちが互いのよさを認め合い、学び合える、「楽しく、分かる授業」を創る
- ・「考える・話す・聞く」を大事にし、自己肯定感のもてる授業づくりを進める。

#### (3) 道徳教育の充実

- ・学校教育全体で道徳教育に取り組み、「いじめをしない」、「いじめを許さない」という意識を高め、実践できるようにする。
- ・週1時間の道徳の時間を確保し、道徳的行為の大切さや自他のよさを実感できるようにする。

#### (4) 特別活動

##### ①学級活動

- ・いじめにつながるような学級の諸問題を話し合うことを通して、自分達の問題であることを認識し、自分達で解決を図り、自己決定をさせる機会を設ける。
- ・集団で取り組む活動を仕組み、一人一人の存在や集団でやることのよさを実感できるようにする。
- ・ソーシャルスキルトレーニングなども効果的に取り入れ、人間関係のトラブルやいじめ問題に直面したときの対処の仕方について学ぶ。
- ・全学年で、発達段階に応じた情報モラル教育を行う。

##### ②児童会活動

- ・あいさつ運動やふれあい学級との活動を行い、温かい人間関係を深められるようにする。

## 2 人権感覚を磨くための職員研修

### (1) 人権教育研修

講師を招聘し、部落問題も含め、人権教育について学習する。

### (2) 特別支援教育研修

講師を招聘し、授業参観等を通し、発達障害について理解を深めると共に、個々の支援策について指導をいただく。

### (3) 丸子支会人権教育研修

夏：人権教育講演会

秋：北中ブロック人権同和教育研修会で、授業公開を通して学び合う。

### (4) P T A人権研修会

・北中区3校人権研修

・P T A人権教育研修

### (5) 情報モラル研修

・最新の情報機器について理解を深め危機感をもって、児童への指導のあり方を学ぶ。

## Ⅲ いじめの早期発見のために

### 1 いじめを発見する手だて

#### (1) 連学年による児童理解（月1回）

・学級経営案や各学級配慮を要する児童について情報を共有して日頃の支援にあたり、情報交換や支援策について協議しあう。

#### (2) 教師の目配り、気配り

・日記の記述、休み時間や放課後の子どもとの会話から察知したり、気になる様子に目を配ったりする。

#### (3) 多くの目で発見

・T Tでの授業参加、専科の授業、保健室での様子、児童会・クラブでのかかわりなどから、気になる子どもの様子を即担任に伝える。

#### (4) アンケート調査、Q Uテストによる実態把握

・定期的な「なかよしアンケート」やQ Uテストで実態把握を行う。また、アンケートを通していじめは決してしてはならないことを意識づける。

#### (5) 教育相談と通じた把握

・「みどりのベンチ（心の相談室）」の役割について、児童や保護者に伝えていく。

### 2 いじめを訴えることの意義と手段の周知

○学校へのいじめ等の訴えや相談方法を家庭に周知する。

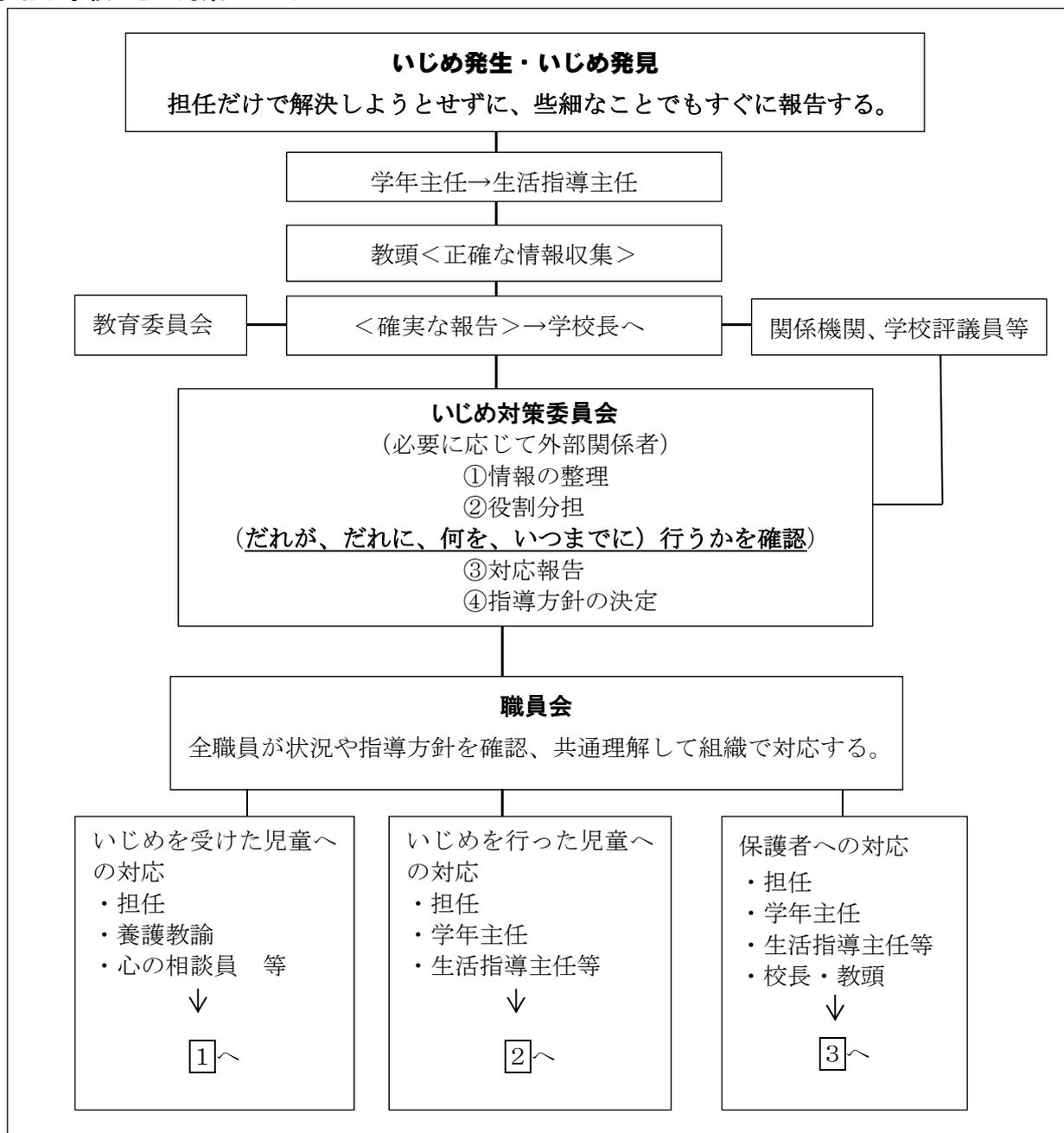
○関係機関（県や市のいじめ相談室など）へのいじめの相談方法を家庭に周知する。

### 3 保護者からの情報提供

・日頃からいじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立ったうえで、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者の訴えに耳を傾けるようにする。

## IV いじめへの早期対応

### 丸子北小学校いじめ対策マニュアル



#### 1 いじめを受けた児童への対応

○つらさや悔しさを十分に受け止め、徹底して本気になって話を聞く。

- ・ いじめは絶対に許さないことや今後の指導方針を伝える。
- ・ 子どものよさやすぐれているところを認め励まし、自己肯定感をもてるようにする。
- ・ 学校はいつでも相談できる場であることを伝える。
- ・ いじめた側の子どもとの今後のつきあい方についての行動など具体的に指導する。
- ・ 学級内の座席やグループ、係などの分担に配慮する。
- ・ 定期的に面談をしたり、日記等に返事を書いたりして、不安や悩みの解消に努める。
- ・ 学級での活動の役割がもてるようにしたり、友だちと安心して活動していく場を設けたりして、

支えていく。

(配慮点)

- ・落ち着いた人目につかないような場所や時間で行うこと。
- ・安心して話せるよう、話しを聞く人に配慮する。
- ・必要に応じて情報に食い違いがないか複数の職員で確認しながら行う。
- ・秘密は厳守する。

## 2 いじめを行った児童への対応

### ○いじめを行った背景を理解しつつも、行った行為については毅然と指導する。

- ・いじめられた児童の気持ちを考えさせて、相手のつらさに気付かせたり、自分が加害者であることを自覚させたりする。
- ・いじめは決して許されないことであり、責任転嫁を許さない。
- ・自分の行為を振り返らせ、自分はどうすべきだったか、これからどうしていけばよいかを考えさせる。
- ・本人の満たされない思いなどをじっくり聞く。
- ・面談、日記等のやりとりから教師との関係を深めていくことができるようにする。
- ・その子のよさが発揮され、学級全体の場でよさを認めていくことができるようにする。

(配慮点・状況に応じて)

- ・いじめた子といじめられた子を同じ場所で事情を聞かない。
- ・注意、叱責、説教だけにならない。
- ・安易に仲直りをさせるようなことはしない。
- ・ただ謝るだけで終わるような指導はしない。

## 3 保護者への対応

### (1) いじめを受けた児童の保護者への対応

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問し、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として、徹底的に子どもを守り、支援していくことを伝え、今後の支援の方針を示す。
- ・対応の経過をこまめに伝えると共に、保護者からも子どもの様子について情報を得る。
- ・安易に解決せず、経過観察していくことを伝える。

### (2) いじめを行った児童の保護者への対応

- ・事実経過を伝えるとともに、その場で子どもと一緒に事実を確認する。
- ・相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを理解してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子を伝え、指導に対する理解をしてもらう。
- ・加害者の子を責めるのではなく、事実にもとづいて指導し、その子をよりよく成長させたいという考えを伝え、連携して取り組むことに協力を求める。
- ・発達障害から起こってしまう事案については、特別支援教育からのアプローチについて検討し、保護者の理解を求めていく。

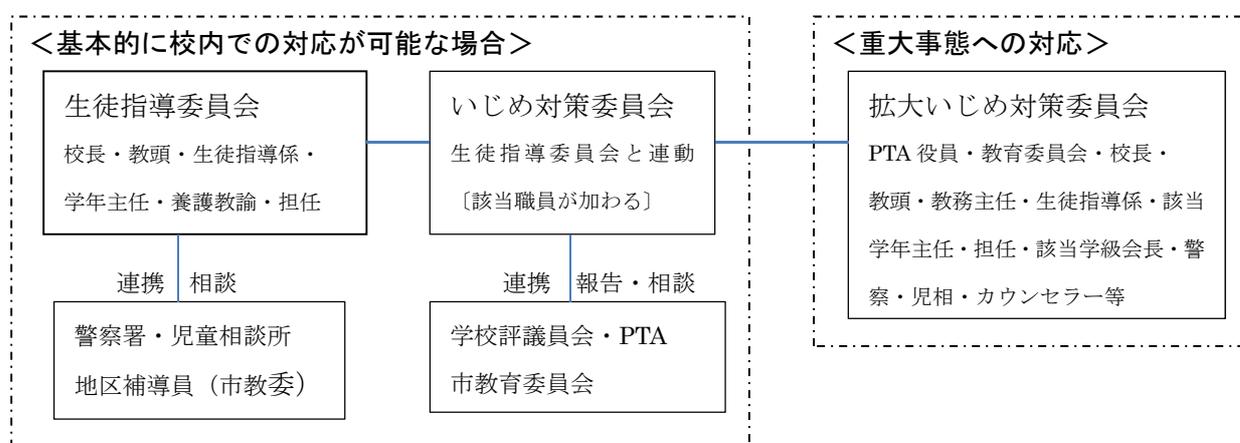
### (3) すべての保護者と日常の連携について

- ・いじめは、どの子にも、どの学校にも起こること、だれでも被害者や加害者になる可能性があることを理解してもらい、子どもの様子に気を配るとともに、家庭も学校もいっしょにいじめ対応をしていくことを理解してもらう。
- ・年度当初から、通信や学級懇談会などで、いじめの問題に対する学校の認識や対応方針・方法について周知し、情報の提供、解決に向かっての連携について理解を図っていく。

## V いじめ防止、対応のための組織

校務分掌に「いじめ対策委員会」で対応する。構成メンバーは、下記の通りである。必要に応じて、学校評議員、PTA役員、市の福祉課担当者、医師や臨床心理士など外部の専門家の参加を求める。

また、教務学年主任会や職員会の児童理解では常に話題とし、校内の児童の状況を把握していく。



## VI 重大事態への対処

- 1 「生命、心身または、財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに上田市教育委員会に報告をする。
- 2 上田市教育委員会の指導、協議の上、当該事案に対処するための組織を設置し、対応にあたる。
- 3 調査結果については、いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適宜提供する。
- 4 調査結果を上田市教育委員会に報告する。